

LPガス容器用及びバルク貯槽用金属製収納庫 の設置指針

1. 制定目的

家庭・業務用に一般的に供されているLPガス容器用及びバルク貯槽用金属製収納庫（以下「収納庫」という）は、法規制の適用は受けないが、落雪、地震、温度上昇防止上有効な設備であり、かつ美観上等から多く使用されている。このため、LPガスの容器、集合管及び調整器等の供給設備を収めるための、収納庫に関する材質、構造等の基準を定めることにより、安全性の向上を図り、もってLPガスの更なる普及、拡大に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は、原則として10m³未満の収納庫に適用する。

3. 収納庫の種類と基本構成

- (1) 納庫は、下記によるほか、BL規格に準拠すること。
- (2) 収納庫の材質は、亜鉛メッキ鋼板若しくはそれと同等以上のものとする
- (3) 本体並びに各部支持金具等（以下「本体等」という）は、亜鉛メッキを施し、十分な耐久性を有すること。また、本体等の下部、アンカーボルトは腐食防止を施す措置を行うこと。
- (4) 本体等は、風速46m/sec（扉は40m/sec）に耐えること、建築基準法に基づく積雪荷重100cm、地震（450gal）等自然災害にも十分耐えられる板厚、強度を有すること。
また、取扱説明書等で地震に対するアンカーボルトにより横ズレが防止できること等を例示しておくこと。
- (5) 本体等は、アンカーボルト等で堅固に固定できること。
- (6) 収納庫は、容器交換がスムーズにできるよう扉の位置、開口が適切であること。
- (7) 収納庫は、施錠できること。

4. 収納庫の機能等

- (1) 容器等の固定

- 1) LPガス用収納庫は、庫内の全ての容器を所定の位置で堅固に固定できること。
- 2) 収納庫は、庫内に設置する集合管、対震遮断装置、調整器等の機械装置類をサドル類や固定具により堅固に支持・固定できること。但しマイコンメータは衝撃による遮断や故障の原因となるので、収納庫には固定しないこと。

(2) 温度上昇防止措置

収納庫は、庫内の容器が、40℃以上にならないよう適切な位置に換気口を設けてあること。

(3) 滞留防止

収納庫は、漏えいガスが滞留しないよう床面と同レベルに開口部を2方向以上の位置に設けてあること。

(4) 警戒標等

収納庫の外面に「火気厳禁」、「LPガス」、「立入禁止」の警戒表示があること。

5. 関係書類等

収納庫には、次の書類が添付されていること。

- (1) 仕様書
- (2) 組立方法（アンカーボルト、容器等の固定方法を含む。）
- (3) 図面
- (4) その他必要書類等

6. 制定日

本指針の制定日は、2000年7月1日とする。

7. 改訂日

本指針の第1回改訂：2008年11月26日

本指針の第2回改訂：2015年11月6日

(5) 施行日

本指針の施行日は、2015年11月20日とする。